

平成20年度
から

特定健康診査・特定保健指導が始まります

これまで市が「基本健康診査」を実施してきましたが、平成20年度からは、各医療保険者（社会保険、健康保険組合、共済組合、市町村国保など）が「特定健康診査」および「特定保健指導」を実施することになり、検査内容なども一部変更になります。ただし、がん検診などについては、これまでどおり市が住民に対し実施します。

年 度	19年度まで	20年度から
名 称	基本健康診査 →	特定健康診査
実施主体	十和田市 →	医療保険者 (加入している健康保険)

● 特定健康診査とは？

生活習慣病とその予備群のかたを発見して、生活習慣病の進行、悪化を食い止めるための健診です。

● 特定保健指導とは？

特定健康診査の判定結果から、対象者に対し一人ひとりの生活習慣にあった健康づくりの方法を保健師や管理栄養士などが指導します。

特定健康診査の対象者

20年度中に、40歳～74歳になる十和田市国民健康保険に加入しているかた

後期高齢者医療制度に加入しているかた
(75歳以上、または、65歳以上で一定の障害があるかた)
※後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まります。

20年度中に、40歳～74歳になる十和田市国民健康保険以外（社会保険・健康保険組合・共済組合など）に加入しているかた

これまでどおり十和田市が実施するがん検診などと一緒に、特定健康診査を受診できます。

受診するときは、健康保険証と受診券の提示が必要です。受診券は健診申し込み後、市が発行します。

それぞれの医療保険者が、特定健康診査を実施します。詳しくは加入している健康保険へ問い合わせてください。

※年度途中で加入している健康保険が変更になるかたは、特定健康診査、特定保健指導が受けられない期間が生じます。勤めているかたは、労働安全衛生法に基づく事業主が実施する健診が優先されます。また、がん検診などの実施方法については、7ページ「健康診査の実施内容など」で確認してください。

個別子宮がん検診

次の指定医療機関に受診票を備え付けていますので、申し込みは不要です。あらかじめ電話などで確認し、受診してください。

※対象者などについては7ページ「健康診査の実施内容など」で確認してください。

医療機関名	電話番号
峯産婦人科医院	㉓7711
田中産婦人科医院	㉓4347
十和田産婦人科内科クリニック	㉓7777
藤井産婦人科医院	㉓5588
十和田市立中央病院	㉓5121

受診料の免除

- 75歳以上などの後期高齢者のかたは、特定健康診査(腹囲測定を除く)が無料です。
- 70歳以上のかたは、胃がん検診を除くがん検診、骨粗しょう症検診が無料です。
- 次のかたは、特定健康診査および人間ドックを除く各種健診が無料です。
 - ・市民税非課税世帯のかた
 - ・生活保護世帯のかた

申し込み方法

60歳以上のかたや40歳以上の十和田市国保被保険者のかた、がん検診などを毎年申し込みされていたかたなどへ「申込はがき」を3月上旬に郵送します。受診したい健診を記入し、3月31日までに投函してください。はがきが送付されなかった場合は、電話などで市保健センターへお申し込みください。



申し込み・問い合わせ先 十和田市保健センター (☎㉓1181)